

中津市社会福祉協議会一般公募助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、中津市内の地域で福祉活動等を行なう団体・グループの、地域に対する想いが形となって、それぞれの地域における福祉の発展につながることを目的として活動する事業に対して、公募により助成することで、財源面から支援することを目的として必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

（助成対象団体）

第3条 助成対象となる団体は、中津市内で活動する別表1に掲げる要件を全て満たす団体とする。ただし、本会会長が、特に認める場合はこの限りではない。

（助成対象事業）

第4条 中津市内で行う次のいずれかの事業とし、別表2に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- （1）在宅生活をする高齢者の社会参加や生きがいにつながる事業
- （2）在宅生活をする障がい者（児）の社会参加や生きがいにつながる事業
- （3）子どもの育成や子育て家庭への支援を目的とする事業
- （4）地域づくりのための地域防災事業（要援護者の支援事業を含む）
- （5）その他、本会会長が特に認める事業

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、事業の運営や活動に関する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- （1）運営・活動経費（光熱費、空調費、消耗品費、会議費等）
- （2）研修経費（講師謝礼金及び旅費）
- （3）その他、本会会長が必要と認める経費

2 ただし、以下に該当する経費は対象外とする。

- （1）団体等の人件費
- （2）飲食費の一部（弁当代、飲酒代など）
- （3）通信費の一部（携帯の電話代など公私の区別が付きにくいもの）
- （4）その他、本会会長が適切でないと認めた経費

（助成対象期間）

第6条 助成を受けた日に属する年度内とする。

(助成金額)

第7条 必要と認める総事業費（助成対象経費）の五分の四以内の助成とし、1団体あたりの助成額の上限は当該年度の募金実績に応じて定めるものとする。

(助成金の申請)

第8条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を本会が定める期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 会則
- (3) 当該年度事業計画及び予算書、前年度事業報告及び決算書
- (4) 会員名簿（対象事業に係る）
- (5) その他、本会が必要とする書類

(審査)

第9条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(内示及び決定)

第10条 内示および決定については、助成金交付要綱第10条に基づき行うものとする。

(事業の報告)

第11条 事業の報告については、助成金交付要綱第11条に基づき行うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月 1日から施行する。

別表1：要件をすべて満たす団体

1	当事者団体・任意団体・NPO法人など、非営利の活動団体
2	会員が5名以上を持って、組織されていること
3	対象団体が営利・政治・思想・宗教を目的としていないこと
4	構成員による財源確保の自助努力をしていること（会費など）
5	申請しようとする団体等が設立後、申請する年度末の時点で1年以上の活動・事業の実績があること
6	申請しようとする団体等が行う全体の活動・事業が、月1回以上であること

別表 2：事業の要件

1	対象事業が他機関等からの受託事業でないこと
2	対象事業が営利目的の場合でないこと
3	申請しようとする事業が会員のみの趣味活動でないこと
4	連合組織がある場合は、連合会から連合、支部事業一括申請とする
5	構成員による財源確保の自助努力をしていること（会費など）